

調 達 公 告

制限付一般競争入札（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2の規定により参加者の資格を定めて行う一般競争入札をいう。）を行うので、政令第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和8年7月10日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 調達内容

(1) 業務の名称及び数量

令和8年度空中写真整備業務 一式

(2) 業務の仕様

入札説明書による。

(3) 業務の期間

契約締結日から令和9年2月26日まで

(4) 入札方法

入札は紙により行うものであること。なお、入札書に記載する金額は、消費税及び地方消費税の額を含めた契約申込金額とすること。

併せて、課税事業者にあつては、内訳として消費税及び地方消費税の額を記載すること。

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 令和6年鳥取県告示第507号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その業種区分が「各種調査委託」の「その他」に登録されている者であること。

(3) 本件調達の公告日から開札日（再度入札を含む。）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付出第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

(4) 鳥取県内に本店、支店、営業所又はその他の事業所（以下「県内事業所」という。）を有していること。ただし、県内事業所に従業員が常駐していることが確認できる場合に限る。

(5) 令和3年4月1日から本件調達の公告日までの間に、都道府県又は市町村で発注された林野関係の空中写真撮影業務（デジタルオルソ作成を含む。）の実績又は同等の業務実績を有する者であること。

(6) デジタル航空カメラの所有権を有し、専用的に使用できる状態にある者又はデジタル航空カメラの所有権を有するものから賃貸借契約等によりデジタル航空カメラを借り受け、専用的に使用できる状態で契約を締結している者であること。

(7) 測量法（昭和24年法律第188号）第49条に定める測量士の資格保有者を3名以上有する者であり、かつ、測量法第55条の5第1項の規定に基づく測量業者登録簿に登録されている者であること。

3 契約担当部局

鳥取県農林水産部森林・林業振興局林政企画課

4 入札手続等

(1) 入札の手続及び業務の仕様に関する担当部局

〒680-8570 鳥取県鳥取市東町一丁目220

鳥取県農林水産部森林・林業振興局林政企画課林政企画担当

電話 0857-26-7300

電子メール rinsei-kikaku@pref.tottori.lg.jp

(2) 入札説明書等の交付方法

令和8年7月10日（金）から同月29日（水）までの間にインターネットの鳥取県農林水産部森林・林業振興局ホーム

ページ (<http://www.pref.tottori.lg.jp/217810.htm>) から入手すること。ただし、これにより難い者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び交付時間

令和8年7月10日(金)から同月29日(水)までの日(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の午前9時から午後5時までとする。ただし、交付期間最終日は正午までとする。

イ 交付場所

(1)に同じ

(3) 郵便等による入札

不可とする。

(4) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

令和8年8月17日(月)午後2時即時開札

イ 場所

〒680-8570 鳥取県鳥取市東町一丁目220

鳥取県庁 本庁舎4階 農林水産部会議室

5 入札参加者に要求される事項

(1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ密封して、提出すること。

(2) 本件入札に参加を希望する者は、2の入札参加資格に適合することを証明する書類を、持参又は郵便等の方法により4の

(1)の場所に令和8年7月29日(水)正午までに提出しなければならない。

(3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札保証金は免除する。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。)第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第112条第4項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、入札説明書に掲げる無効条件に該当する入札及び会計規則、本件公告又は入札説明書に違反した入札は無効とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 落札者の決定方法

本件公告に示した業務を履行できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を、落札者とする。

なお、予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者が二名以上あるときは、くじにより落札者を決定する。

(4) 手続における交渉の有無

無

(5) その他

ア 詳細は、入札説明書による。

イ 契約書の作成に当たり、入札説明書の別添「令和8年度空中写真整備業務仕様書」(以下「仕様書」という。)中の

契約条項を契約書に記載した場合は、当該契約条項を仕様書から削る。

ウ 仕様書中の契約条項を契約書に記載する場合において、契約書の様式に合わせるため、当該契約条項の趣旨を変えない範囲内で用語を変更する場合がある。